

第 3 回会議における指摘事項について

	御指摘の概要	御指摘に対する考え方
1	バーゼル条約の説明の部分で、条約 4 条にある一般的義務の趣旨に触れるべき。	報告書案 2. (1) にあるバーゼル条約の説明の部分に、条約第 4 条の趣旨を記載しました (2 ページ)。
2	雑品スクラップの国内対応も進めるべきであり、報告書案の記述は抽象的すぎる。また、使用済鉛蓄電池についても、国内対応を進めるべき。	報告書案の 3. (2) ②に、雑品スクラップがぞんざいに取り扱われることにより生活環境の保全上の支障が生ずる可能性について、具体的に記載しました (8 ページ)。雑品スクラップについては、廃棄物処理法等の他法令とも連携して、取り組んでまいります。 使用済鉛蓄電池については、その大半が、現状では有価物として取引されていると考えられ、一律に廃棄物として扱うべきかどうかは慎重な検討が必要ですが、少なくとも、有価性 (買取価格) が低く廃棄物として処理される使用済鉛蓄電池については、技術基準「使用済鉛蓄電池の適正処理について」(平成 17 年 3 月) が整備されているところ、今後、実態等を把握した上で、必要に応じて検討してまいります。
3	OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化について、アンバー貨物については簡素化の必要はないのではないか。	報告書案の 3. (2) ④に、OECD 加盟国向けのアンバー貨物の輸出手続については、それが事前同意施設での処理を目的とするものであることに加え、環境上適正な処理が行われる限りにおいて簡素化すべき旨を記載しました (10 ページ)。
4	環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化については、慎重に検討しすぎた結果、実際は簡素化されていないことにならないようにすべき。	グリーンリスト対象物である廃電子基板等の輸入手続の簡素化については、現在の制度の状況を踏まえ、「事前の通告及び同意」 手続を不要とするなど、輸入手続が実質的に簡素化されるよう、具体的な法制度を整備してまいります。
5	報告書案 3. (3) ①にある「慎重に」がどの語句を修飾しているのか分かりづらい。また、「慎重に」だけでなく「丁寧に」検討するのではないか。	「慎重に」は「必要最低限の措置の在り方」を修飾する意図だったため、それが明確になるよう修正しました。また、「慎重かつ十分に」 検討を行うべき旨を記載しました (11 ページ)。
6	取締り現場における体制を整備すべき。	報告書案の「4. 今後の課題 (1) 総論」に、運用に当たって体制の充実を検討すべき旨を記載しました (13 ページ)。

7	今回のバーゼル法見直しについて、国際的な対話を行い、今般の見直しが生かせるような国際的環境を醸成していくべき。	報告書案の「4. 今後の改題 (1) 総論」に、新たな制度に関する情報発信も含め、諸外国との情報交換を積極的に行うべき旨を記載しました(13ページ)。
8	今後も法の執行状況を踏まえて定期的な見直しを行うとともに、緊急な対応を迫られる場合には迅速な対応が取れるようにすべき。	報告書案の「4. 今後の課題 (1) 総論」に、定期的なレビューにあわせて、具体的な事案に応じて、定期的な見直しを待たず迅速に制度見直しを行うことも検討すべき旨を記載しました(13ページ)。
9	「4. 今後の課題」(2)の見出しでは、WTO とバーゼル条約を適合的に実施していく必要がある旨を明記すべき。	報告書案4.(2)の見出しを、「バーゼル条約と WTO 協定に適合した制度の在り方について」に修正しました(13ページ)。
10	「4. 今後の課題」(3)の文章が長すぎるので、途中で区切るべき。	文章を2つに分けて記載しました(13ページ)。
11	未遂罪・予備罪の導入については、「4. 今後の課題」となっているところ、抑止力の強化も期待できることから、今回やらないのであれば、将来のバーゼル法の見直しの際に再度検討すべき。	今回の制度見直しで措置する「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」、「規制対象物についての法的根拠の明確化」の効果の検証を継続的に行い、「廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応」の効果も踏まえつつ、適宜適切な検証を行うべき旨を記載しました(13ページ)。その上で、更なる対応が必要な場合には、どのような抑止力を確保するかについて、今回の合同会議での議論も踏まえつつ、検討してまいります。
12	措置命令と行政代執行の要件については、「4. 今後の課題」となっているところ、シップバック円滑化も期待できることから、今回やらないのであれば、将来のバーゼル法の見直しの際に再度検討すべき。	今回の制度見直しで措置する「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」と「輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理」の効果に加えて、具体的なシップバック事案に関して、適宜適切な検証を行うべき旨を記載しました(14ページ)。輸出先の保税倉庫で管理されている貨物等についても、そのまま放置すれば近い将来に被害が発生するおそれがあるものであり、バーゼル条約対応のために必要な場合には、措置命令や行政代執行の実進を進めてまいります。その上で、更なる対応が必要な場合には、今回合同会議での議論も踏まえつつ、検討してまいります。
13	「4. 今後の課題 (5) リユース品の扱いについて」は、遠い将来の課題ではなく、できるだけ早く情報を把握するなど、現実につながるようにすべき。	報告書案「4. 今後の課題 (5)」について、実効性の観点から更なる実態把握を行うべき旨を記載しました(14ページ)。また、「将来の検討課題とすべき」を「検討すべき」とし、実態把握と検証の結果、更なる対応が必要な場合には検討する旨を記載しました(14ページ)。

14	報告書案の3.(2)②にある廃掃法等と連携した雑品スクラップ問題への対応と、「5. 廃棄物処理法との一体的な措置」の関係が不明確。	報告書案の「5. 廃棄物処理法との一体的な措置」は、3.(2)②にある雑品スクラップ問題への対応における他法令と連携した取組以外の事項について説明しているところ、両者の関係を「5. 廃棄物処理法との一体的な措置」に明確に記載しました(14ページ)。
----	---	--